

令和3年度 四国中央市議会基本条例

検証・評価

**令和3年11月
四国中央市議会
議会運営委員会**

令和3年度議会基本条例検証・評価シート

A 十分達成された B 概ね達成された C 今後努力を要する D 評価の該当なし

条項	評価	理由
第2条(1) 「議会の活動原則」 市政運営を監視し、評価する	B	引き続き主要事業の評価を行う。
第2条(2) 「議会の活動原則」 市民が参加しやすい市民に開かれた 議会を目指す	B	傍聴者の参加を増やす。
第2条(3) 「議会の活動原則」 市民の多様な意見を的確に把握し、 市政に反映させる	C	コロナの影響もあり、活動ができなか った。
第2条(4) 「議会の活動原則」 公正性及び透明性を確保し、市民に わかりやすい議会運営を行う	B	ケーブルテレビに加え、インターネット による議会の公開を行った。ただし、委 員会等は今後の課題である。
第2条(5) 「議会の活動原則」 政策提言及び政策立案を積極的に行 う	B	政策提言は2常任委員会で実施。政策 立案は1常任委員会で実施。
第3条(1) 「議員の活動原則」 市民の代表者としての自覚を持ち、 市民全体の生活の向上を目指す	B	市民の声を聞き、行政へ持っていくこ とができる。
第3条(2) 「議員の活動原則」 言論の場及び合議制の機関であるこ とを認識し、議員相互の自由な討議を 尊重する	C	今後更に活発に行いたい。
第3条(3) 「議員の活動原則」 市政全般の課題及び市民の意見、要 望等を把握し、自らの資質を高める不 断の研さんに努め、市民の負託に応え る	C	常に情報収集を行い、市民の負託に応 えるよう努力をすべきである。

令和3年度議会基本条例検証・評価シート

A 十分達成された B 概ね達成された C 今後努力を要する D 評価の該当なし

条 項	評価	理 由
第4条②「会派」 議員活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行う	C	コロナ禍の中活動ができないない。
第5条「議長及び副議長の選出」 当該選出の過程を市民に明らかにするため、志願する者に対し所信を表明する機会を設ける	A	所信表明の機会が設けられた。
第6条①「市民参加及び市民との連携」 市民に対して議会の活動に関する情報を公開し、その透明性を確保する	B	全て公開するように検討する必要がある。
第6条②「市民参加及び市民との連携」 本会議のほか、常任委員会及び特別委員会を原則公開する	B	傍聴者の人数を増やす検討をすべきである。
第6条③「市民参加及び市民との連携」 政策的意見又は専門的知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度を活用する	C	政策に専門的な知見を持った方を招くことができるようとする。
第6条④「市民参加及び市民との連携」 請願及び陳情の審議においては、必要に応じて当該請願及び陳情の提案者の説明等を聞く機会を設ける	C	原則必要に応じて行う。
第6条⑤「市民参加及び市民との連携」 市民への報告及び意見交換の場として、議会報告会等を開催する	C	コロナ禍により中止となった。
第7条①「議会広報の充実」 議案等の審議の経過及び結果並びに一般質問等の内容について、市民への情報の提供に努める	B	YouTube での一般質問の公開。

令和3年度議会基本条例検証・評価シート

A 十分達成された B 概ね達成された C 今後努力を要する D 評価の該当なし

条項	評価	理由
第7条②「議会広報の充実」 多様な広報手段を活用し、市民が議会及び市政への関心を高めるための広報活動に努める	B	ホームページやCATVでの放送をしている。なお一層の充実に努める。
第8条「市長等との関係」 市長その他の執行機関との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張関係を保持し、事務執行の監視及び評価に努める	C	市民目線で意見交換する場が必要。
第9条①「政策等形成過程の説明」 政策水準を高める議論を行うため、7項目の情報提供に努めるよう市長に求める	C	政策決定過程をもっと明確に求めなければならない。
第9条②「政策等形成過程の説明」 政策等の提案を審議するに当たっては、市長に対し政策等ごとの分かりやすい説明資料の作成を求める	B	概ね実施されている。
第10条「議決事件の拡大」 市政の重要な計画及び政策について、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件の拡大に努める	C	議決事件の拡大については、十分な調査・分析が必要である。
第11条①「委員会の運営」 市民の意見等を考慮した政策課題について、委員間で政策提言に向けた討議を行う	B	討議ができている。
第11条②「委員会の運営」 行政評価等及び決算審査の結果を踏まえ政策提言を行うとともに、政策に関する予算の確認及び執行の評価結果を点検し、その結果を次の政策提言に反映させる	B	提言後のチェックが必要である。

令和3年度議会基本条例検証・評価シート

A 十分達成された B 概ね達成された C 今後努力を要する D 評価の該当なし

条　項	評価	理　由
第 11 条③「委員会の運営」 必要に応じて参考人及び専門的知見を有する者を招致する	C	今後検討を要する。
第 12 条「政務活動費」 調査研究その他の活動に資するため、政務活動費を有効に活用するとともに、その使途について透明性を確保する	D	コロナ禍において活用ができるない。
第 13 条「議員研修の充実強化」 議員の資質並びに政策形成及び政策立案の能力の向上のため、議員研修の充実に努める	C	今後政策立案等の議員能力向上のため、研修の充実に努める。
第 14 条「議会図書室」 議員の調査研究及び市政運営の参考に資するため、議会図書室の充実に努める	C	今後の検討課題である。
第 15 条「議会事務局の体制整備」 政策形成及び政策立案の能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局機能の充実強化に努める	B	今後も充実強化に努める。
第 17 条「議会予算の確保」 議事機関としての機能を確保するため、必要な予算の確保に努める	B	議会機能の充実には必要な予算確保をするべき。
第 18 条「議員の政治倫理」 市民の代表者として常に高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員の品位を保持し、見識を養うよう努める	B	議員個人が倫理的義務を自覚し、品位保持に努める。
第 19 条「議員定数」 議員の定数の見直しに当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を考慮する	A	適正である。

令和3年度議会基本条例検証・評価シート

A 十分達成された B 概ね達成された C 今後努力を要する D 評価の該当なし

条 項	評価	理 由
第 21 条「災害時の対応」 災害等が発生した場合において、市民及び地域の状況を把握し、体制整備に努めるものとする	B	今後もさまざまな状況を想定した訓練が必要。
第 22 条①「最高規範性」 議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、条例の趣旨を尊重し、条例に定める事項との整合を図る	B	条例の趣旨を尊重することは当然のこと。
第 22 条②「最高規範性」 一般選挙を経た任期開始後、条例に関する研修を行う	C	改選後の研修は実施すべき。
第 23 条①「検証及び見直し手続」 条例の施行の状況について議会運営委員会において検証する	A	検証を実施。
第 23 条②「検証及び見直し手続」 検証の結果に基づき、必要に応じて、条例の見直しを行う	C	検討する場を設ける必要がある。

令和3年度 四国中央市議会
議会運営委員会 委員

委員長	山川 和孝
副委員長	石川 剛
委員	三宅 繁博
〃	川上 賢孝
〃	篠永 誠司
〃	山本 照男
〃	井川 剛